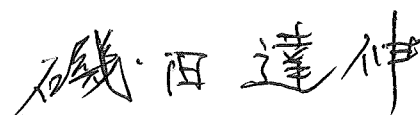


新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月10日

新潟県後期高齢者医療広域連合長



新潟県後期高齢者医療広域連合規則第4号

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「参考人」の次に「、被害者参考人」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則

新旧対照表

新		旧	
新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する 条例施行規則 平成19年3月1日 規則第12号		新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する 条例施行規則 平成19年3月1日 規則第12号	
別表第2（第15条、第17条、第20条関係）		別表第2（第15条、第17条、第20条関係）	
特別休暇を受けることができる事由	特別休暇の期間	特別休暇を受けることができる事由	特別休暇の期間
(1) (略)	(略)	(1) (略)	(略)
(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、 参考人、 <u>被害者参考人</u> 等として国会、 裁判所、地方公共団体の議会 その他官公署へ出頭する場合で、 その勤務しないことがやむを得ない と認められるとき。	必要と認める期間	(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、 参考人_____等として国会、 裁判所、地方公共団体の議会 その他官公署へ出頭する場合で、 その勤務しないことがやむを得ない と認められるとき。	必要と認める期間
(3)～(23) (略)	(略)	(3)～(23)	(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。